

# 組合員の資格得喪の通知書 (法 43.則 33)

※個人から法人へ農地耕作を委託するときの様式です(法人から個人へは一般様式を使用)。

下記により組合員資格が得喪したので土地改良法第43条第1項の規定により通知します。

令和 年 月 日 太枠内に記入・押印願います。(認印可)

黒のボールペンで記入願います

現資格者	住所	庄内町余目字上梵天塚15		
	氏名	最上 太郎 <span style="float: right;">(印)</span>		
	電話番号	43-2255		
新資格者	住所	鶴岡市藤の花1丁目100-200		
	フリガナ	ノウジクミアイホウジン	キョウデンガワ	(印)
	氏名	農事組合法人 ドリームファーム京田川		
	生年月日	T (H) 10年 4月 1日	性別	(男) 女
	固定電話	0235-31-7777	日中連絡先	090-1234-5678

最上川土地改良  
理事長 田澤 伸

太枠内修正あれば、二重取消線で修正、追加があれば加筆をお願いします。※通知書は所有権者毎に作成が必要です。

## 1. 資格得喪の対象の土地

市町	大字	字	地番	地目	用途	地積 ㎡	土地所有者		附記
							農家番号	氏名	
庄内	余目	朝丸	1	田	田	1,000	ZZ00101	最上 次郎	1
"	"	"	2	"	"	3,000	"	"	2
"	"	"	3	"	"	2,500	"	"	3
"	"	"	4	"	"	1,500	"	"	4
									5
									6
									7
									8
									9
計						4 筆	8,000 ㎡		

## 2. 資格得喪の原因 (□欄にチェックし、事由を○又は記入して下さい)

原因 :  耕作権の移転(農地中間管理事業等・小作地の返)  その他 ( )

組合員と土地所有権者が同じ場合でも必ず記入・押印が必要です!

## 3. 賦課金納入誓約書

### 誓約書 (土地所有権者)

このたび、上記組合員の資格得喪にあたり、新資格者となる組合員(法人)が賦課金等を滞納した場合、新資格者である組合員(法人)と土地所有権者は連帯してその責任を果たします。

住所 庄内町○○字○○29

氏名 最上 次郎 (印)

日中連絡先 平日8:30~17:00に連絡の取れる番号

賦課に係る確認や連絡にのみ利用致します。

ご不明な点等ありましたら財務係までご連絡願います。(財務係TEL:0234-43-2256)